

補助金・助成金を活用しよう!



第3回

軽減税率の対象品目と軽減税率対策補助金について

Part1

て、解説する。

Part1 軽減税率の対象品目

軽減税率の対象となるものは以下2品目である。

- ①酒類・外食を除く飲食料品
- ②週2回以上発行される新聞

(定期購読契約に基づくもの)

消費税は現在8%だが、2019年10月に10%に引き上げられる。もともと15年10月に引き上げる予定だったが、その当時の景気や野党の反対などの諸事情から、4年後の19年10月まで先送りされた。それはさておき、消費税が現在の8%から10%に引き上げられる際に、全ての製品・商品を10%にするのではなく、一部は8%のままに据え置かれるということが決まっている。これがいわゆる軽減税率である。

今回および今回は、この軽減税率の対象品目(Part1)、そしてその軽減税率に向けた対策を支援する軽減税率対策補助金(Part2)について

軽減税率の対象内・対象外になるケースについて、以下にいくつか紹介する。

i イートインとテイクアウト

飲食店の中には、テイクアウト

を扱っているところも多い。たとえば同じ料理であっても、店内での食事(イートイン)かテイクアウトかで消費税が異なってくる。テイクアウトは「酒類・外食を除く飲食料品」となるので、軽減税率の対象になる。一方、イートインは「外食」になるので、対象外となる。

この点について、もう少し詳しく解説する。

国税庁の説明によると、テイクアウトかイートインかについては、その「飲食料品の提供等を行う時において」判定することとされている(改正法附則34①イ、軽減通達11)。つまり、その飲食料品が持ち帰る前提で提供されたか、またはその場で飲食する前提で提供されたかで軽減税率の適用有無が決定される。

例えば、飲食店のレジ前で販売されている弁当や菓子などの飲食料品は持ち帰る前提で提供されているので、軽減税率が適用される。一方、店内で食事した料理の残りを折り詰めにして持ち帰らせる場合や市販の

飲食料品を店内で飲食させる場合は、その場で飲食する前提で提供されたと思われ、軽減税率の対象にならない。

また、コンビニのイートインでの飲食についても、基本的に軽減税率は適用されない。ただし、持ち帰ることもその場で飲食することも可能な飲食料品を提供する場合、客に対して店内で飲食するか持ち帰るかの意思確認を行うなどの対応が求められる。しかし、客が「持ち帰り」と言っておきながら店内で飲食するケースなど、対応が煩雑になる恐れがある。そのため、コンビニ業界ではイートインを「休憩施設」と位置づけ飲食禁止にすることで、全飲食料品を「持ち帰るもの」として軽減税率の対象にするといったことも検討している。

ii 玩具付きのお菓子

玩具付きのお菓子は「一定資産」とみなされ、軽減税率の対象になる。「一定資産」とは、食品と食品以

外の資産があらかじめ一体となっていて、その価格のみが提示されているものである。ただし、税抜価額が1万円以下であって、かつ食品の価額の占める割合が3分の2以上の場合に限る。

例えば、「ビックリマン」のようなキャラクターシール付きチョコは軽減税率の対象になる可能性が高いが、漆塗りの高級な重箱を用いた税抜1万円以上のおせちの場合、軽減税率が適用されない恐れがある。

iii 出前・デリバリー、ケータリング

そば、ラーメン、ピザなど出前やデリバリーは軽減税率の対象となる。飲食店内ではなく自宅の中で食べるのだから「外食」と見なされないという考えである。

一方、料理を届けるだけでなく、食事をするためのテーブルのセッティング、料理の配膳や片付けなどのサービスも提供する、いわゆる「ケータリング」は対象外となる。

ただし、同じケータリングでも、学校の給食、有料老人ホームなど、公共性が高い施設での食事提供は軽減税率の対象となる。

iv 電子新聞と店頭販売の新聞

軽減税率の対象になっている新聞

はあくまで「家や事業所などに宅配

する新聞」である。そのため、「店舗で販売している新聞」や「電子新聞」は対象外となる。

そのため、電子新聞のみを扱っている新聞業者などは、軽減税率による恩恵を受けることができず、大きな経済的ダメージを受けてしまう恐れがある。

ちなみに、書籍と雑誌は、有害図書を除く仕組みがまとまっていなことを理由に、軽減税率の対象外となっている。

このように事業者によつては、2種類の消費税を同時に扱う必要が生じ、対応が煩雑になることが予想される。そこで、政府は「軽減税率対策補助金」を設け、対象事業者に必要な経費の一部を支給することによって、速やかな対応を促している。

今回は、この「軽減税率対策補助金」の詳細について、解説する。

コラム「全国の自治体の助成金・補助金をご紹介!」

助成率100%! 屋内喫煙所の設置に最大500万円助成!

非喫煙者が副流煙を吸い込んだりする受動喫煙対策については、街やビル内での喫煙スペースの設置や分煙、禁煙の対応整備が進んでいる。こうした中、多くの自治体で受動喫煙防止対策について、さまざまな取り組みを行っている。

例えば、東京都千代田区では、喫煙者而非喫煙者の共生を図ることを目的に、民間ビルの空き店舗等を活用した屋内喫煙所の設置に対して、費用の一部を助成している。

助成対象者は千代田区内に喫煙所を設置する事業者である。

対象となる喫煙所は「千代田区内の公道に面する建物に設置し、直接出入りできる」「おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営する」「利用料は無料とし、誰もが利用できる」

などの条件を満たす必要がある。

この助成金の助成率は10分の10であり、費用の全てが支給される。ただし、助成上限額と助成期間は助成対象によって異なる。給排気や空気清浄機、灰皿・椅子の設備などの初期費用に対する助成は、上限額が500万円であり、助成期間は1回限りとなる。給排気や空気清浄機、灰皿・椅子の再設備などの更新費用に対する助成は、上限額は300万円、助成期間は1助成期間につき1回となる。そして、賃料または賃料相当額、電気代、空気清浄機の保守、火災保険料、清掃・ゴミ処理委託経費などの維持管理費用に対する助成は、上限額が年額240万円、助成期間は運営開始日から5年間(再申請可)となる。募集は通年で受け付けている。

参考文献/ 政府広報オンライン「消費税の軽減税率制度」アクセス2019-2-12 https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen_zeiritsu/

産業経済新聞「高級重箱に入ったおせちは10% 玩具付き菓子など「一定商品」はどうか?」(2015/12/15) アクセス2019-2-12 <https://www.sankei.com/life/news/151215/lif1512150029-n1.html>

時事ドットコム「軽減税率、書籍・雑誌は対象外=有害図書の排除困難-政府・与党」(2018/12/1) アクセス2019-2-12 <https://www.jiji.com/jc/article?k=2018120100158&q=eco>

東京都千代田区「屋内喫煙所設置助成事業の概要」アクセス2019-02-08 <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/sekatsu/jore/okunaikitsuenjo.html>

国税庁 消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編) アクセス2019-03-08 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_03.htm

産経新聞「コンビニ業界が全食品を軽減税率対象で調整 消費税増で イートインは「休憩施設」」(2018/10/3) アクセス2019-3-8 <https://www.sankei.com/economy/news/181003/ecn1810030018-n1.html>